

令和 3 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 2 月 1 0 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 5 号～議第 11 号

議第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則
第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振
興地域整備計画の変更に対し、意見を求め
ることについて

議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規
定による農用地利用集積計画の決定をする
ことについて

議第 7 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計
画の決定することについて

議第 8 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 5 号～報告第 10 号

報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 9 号 農地変更届出について

報告第 10 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
7 林 善治	8 下村 耕	9 戸田 守晃
10 山本 麻紀代	11 園田 耕三	12 寺田 英子
13 秋山 新治		

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	寺田 篤司
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	井上 敦
農政課	主査	西川 孝司
農政課	主任	大寄 真之介
都市計画・交通政策課	主任	筈本 晋資

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以

上に達しておりますので、令和３年第２回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後１時５５分)

○議長

それでは、令和３年第２回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件３件、その他案件４件、報告案件６件の合計１３件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、

３番 林 茂一 委員

４番 石田 達男 委員 を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 5 号を議題といたします。
書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 5 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 5 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 大寄主任 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 5 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、守山農業振興地域整備計画の変更について、ご意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

なお、本件の意見を求めるにあたって都市計画・交通政策課の担当職員が同席させていただいております。

1 件でございます。

別添の資料の位置図をご覧ください。赤線で囲まれた区域が農業振興地域となり、この中の水色が青地の農用地で無色が農業振興地域内の白地となります。今般、緑色の枠内の〇〇中学校および〇〇〇〇〇〇公園周辺地区がすでに〇〇〇〇施設・〇〇施設として整備されており、実質市街地であることから、都市計画区分の変更により市街化区域に編入されるものです。今回、編入される区域の一部で黄色で囲んだ区域が農業振興地域の白地になっており、市街化区域と農業振興地域が並立できないことから、市街化区域に編入される区域を農業振興地域から「外す」ものでございます。なお、この黄色の区域内には農地はありません。

今回の農振地域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、守山農業振興地域整備計画の変更について、ご意見を求めるものでございます。

ご意見、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、意見、質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今回の農業振興地域から外される区域には農地が無い
とのことですが、すでに、都市計画審議会に諮られている
ことかと思いますが、その審議会ではどのような意見があ
ったのでしょうか。

○都市計画・交通政策課 筈本主任

こちらの編入につきましては、何度か都市計画審議会に
伺っており、すでに○○中学校および○○○○○○公園周
辺地区は○○○○施設・○○施設として整備され市街化が
形成された区域であるので、「問題は無い」との意見を伺
っています。

○●番 ●● ●●委員

今回の区域は農地が存在しないので、私的には意見はあ
りませんが。この区域の西側の白地の区域の話はこれから
なのでしょう。

○農政課 大寄主任

○○○○の右側の白地の区域ですね。

○●番 ●● ●●委員

都市計画にて網掛けがなされているところですね。

○都市計画・交通政策課 筈本主任

こちらは都市計画マスタープランにて「○○○○○○○
○」として設定されています。当初こちらについても市街化区域に編入の手続きが進めておりましたが、市街化への編入については、事業実施への確実性が求められていますので、その確実性の順位が低いことから、見送ることになりましたので、調整区域の白地のままです。

○●番 ●● ●●委員

当分の間は無いですね。

○都市計画・交通政策課 筈本主任

こちらについては、市街化調整区域の地区計画との手法として都市計画マスタープランで定めていますので、それが進んで市街化が形成されれば市街化区域に編入されるかと思います。

○議 長

今回の農業振興地域から除外される区域は黄色の部分になりますが、面積は何㎡ありますか。

○農政課 大寄主任

約 11.3 ヘクタールになります。

○議 長

他にありませんか。

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件の計画案のとおり計画の変更をすることに、ご意見ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご意見無しと認めます。よって、本件は計画案のとおり計画の変更をすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入ります。議第6号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第6号につきまして提案

理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 （第9条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第6号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第6号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

○○○町の畑は○○○○○○○○だと思いましたが、貸付の期間が「0. 1 0」とありますが、この内容を説明ください。

○農政課 井上課長

貸付期間の「0. 1 0」は「1 0ヶ月」と読み替えてい

ただき、本年の12月までの期間です。

○●番 ●● ●●委員

10ヶ月しか栽培されないのですか。

○農政課 井上課長

賃借期間は本年の12月までとし、令和4年1月からは中間管理機構の賃貸借として地元は考えておられるので、それまでの期間として設定されました。

○●番 ●● ●●委員

この○○○町の○○の畑は、法人が借り受けるのですが、その法人の会社概要はどのようなになっていますか。

○農政課 井上課長

今回の借り受けに際しては、花屋の会社が新たに農業生産法人を設立され社長を兼ねることになります。地元との調整の中で、まずは「○」を栽培され引き続き産地を守っていききたいとの思いで、他の作物の栽培についても考えておられます。

また、作業員については、○○○町等での雇用や外国人等を考えておられ、技術としては現在の耕作者に手伝っていただきたいとのことです。

○●番 ●● ●●委員

本社はどこにあるのですか。

○農政課 井上課長

現時点では、〇〇〇の〇〇〇〇の事務所が所在地になります。

○●番 ●● ●●委員

地元の方が調整されて同意されて貸されると思いますが、後にその会社が倒れたりされたらどうなるのかも心配されると思うので、行政の方も協力して育てていただきたいです。

○農政課 井上課長

この法人と地元は話し合いをされており、昨年の10月に覚書を交わされており、その中には〇や〇〇〇が資産でもあるので、その部分でも書き記してありますので、しっかりと確認されています。

○●番 ●● ●●委員

確認して、また支援をお願いしたいと思います。

○農政課 井上課長

はい。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

6ページに所有権移転の案件があります。今まであまり

なかった案件なのですが、農地法第3条の売買と農業経営基盤強化促進法による所有権移転との違いを教えてくださいたいのと、農地法第3条の場合は地元の農業委員の現地確認書や位置図が付いたりするのでわかるのですが、こちらの場合は位置図も無いので、そのことについても教えてくださいたいです。

○農政課 西川主査

農業経営基盤強化促進法による所有権移転につきましては農地法第3条と違ひまして、農業経営基盤強化促進法による所有権移転を行いますと、法務局への登記が行政側の嘱託登記になります。この後、農政課から農業委員会事務局に嘱託登記手続きの依頼を行います。行政による法務局への嘱託登記を行うことが農地法第3条と違うところです。

守山市における農業経営基盤強化促進法による所有権移転は平成25年に1件あったところです。農地の場所は、○○○川の近くの田になり従前と変わらず水稻の作付けで、もう1筆は譲り受け人の住所地の近くで利用しやすい場所です。

○●番 ●● ●●委員

このような形の場合は、地元の農業委員や農地利用最適

化推進委員には全く通らないことになり、この総会に出てきて初め知ることになるのですが、予め情報として知らされることはあるのでしょうか。

○事務局

農業経営基盤強化促進法による手続きになりますので、通常の貸貸借による利用権設定と同様に地元の農業組合長による同意を得て申し出されることになります。

○●番 ●● ●●委員

地元の農業組合長の同意は得ているけれど地元の農業委員や農地利用最適化推進委員にはこの総会の後に知られるのですね。

○事務局

はい、そのような形になります。

○農政課 井上課長

今回、農業経営基盤強化促進法に基づき設定されたことで、これまでの貸貸借と同様の手続きとして申出書に組合長の同意があるものの委員の皆様には資料をお届けさせていただいた時点で知っていただくことになります。今回は事前に委員の方にはお伝えはしていませんが通常の農地利用集積計画の形としての手続きを進めました。

○●番 ●● ●●委員

結果として、農地法第3条と同様に所有者が変わることになるので、農業委員として知っておきたいところです。これから、このような案件が多く出てくるのであれば情報の提供をどのようにするのか、少し整理して欲しいものです。

○議長

●●委員のおっしゃるのは、農地法第3条の場合は事前に農業委員が確認できているが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の内容については、この総会時に初めて知ることになり、その点について情報の提供がなされないのか、ということですが。

○事務局

農業組合長の立場からすると、農地法第3条による所有権移転は事前に確認はできないことになっていますので、逆に後から知ることになると思いますので、一長一短あるのでないでしょうか。皆さんの意見を参考に考えていきたいと思います。

○議長

農地法第3条による所有権移転の情報が農業組合長に伝わらないことが問題だと思います。

○●番 ●● ●委員

私が農業委員になった当時は、農地利用集積計画の確認は農業組合長に加えて農業委員も担当していました。いつかの時点で農業組合長のみになっています。そうすると、最近では農業組合長の任期が短いことが多いので、情報が入りにくい状況ですので、もう一度元に戻し、農地利用集積計画の確認についても農業委員の確認を必要とすることにしたらいかがでしょうか。

○議長

確認の押印は、規則に沿って行うことになるのでしょうか。後は情報の流し方になるのではないのでしょうか。農業委員への農地利用集積計画の情報提供の時期、農業組合長への農地法第3条の情報提供の時期をどうするのかではないのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画は「農業委員会に諮る」であり、農地法第3条は農業委員会の「許可」となっています。この農地利用集積計画については農業委員会に何を求めているのでしょうか、「承認」ですか。

○農政課 井上課長

「意見」を伺うことになっており、意見が「あるか、無いか」をいただき、計画が定まることになっています。

○●番 ●● ●●委員

●●委員がおっしゃるように、農地の所有権移転を「農地法」でいくのか「農業経営基盤強化促進法」で行くのか、何をもって判断されるのでしょうか。

○農政課 井上課長

申出人の判断によると思いますが、賃借権では、「農業経営基盤強化促進法」では貸付期間が限定されていますが、農地法では貸付期間が「自動更新」であることが違うところです。

所有権移転は、「農業経営基盤強化促進法」では登記の手続きを行政が行いますので、農業者の軽減が図れることになります。

○議 長

それには、要件があるのでしょうか。

○農政課 井上課長

はい、農業者の基準がありますので基準を満たす方であればなりません。

○議 長

●●委員の意見のことですが、行政が農業委員会に諮ることは「意見を求める」ことだけですね。

○農政課 井上課長

はい、そうです。

○議長

他に意見はありませんか。

○議長

先ほど、〇〇地先の農地の借り受けに関し●●委員も心配されているので、行政と農業委員が情報共有するためにも借り受け者である農地所有適格法人の親会社の内容であるとか、今後の事業拡大に向けた計画などの概要などわからないでしょうか。

○農政課 井上課長

位置図等の資料はお示ししていませんが、新規参入される法人は、〇〇〇がある放棄地やリタイアされる〇〇を借り〇〇されます。全部の〇〇ではなく引く続き個人で〇を栽培される方もおられますが、リタイアされるのであればこの法人が引き受けされます。

○議長

情報を共有するために地図に耕作地を示して下さい。

また、この「内の面積」とは何ですか。

○農政課 井上課長

細かく地権者が分かれており、一つの〇が3反ほどの区画になり隣接する土地にまたがっていることから、「内

〇〇㎡」になります。

○議長

地権者から借り受けるのではなく耕作されている〇を
借り受けるので、「内〇〇㎡」になるのですね。

○農政課 井上課長

はい。

○議長

地権者から借り受けるのだが、実質的には栽培されてい
る〇〇の耕作者から借りるのですね。

○農政課 井上課長

はい。

○●番 ●● ●●委員

ほとんどの〇〇をこの法人が借りることになるのです
か。

○農政課 井上課長

大部分を法人が栽培されますが既存の方も引き続き栽
培されます。後に既存の方が栽培できなくなれば、この法
人が引き継がれることも覚書されており、〇〇として産地
を守っていくことになっています。

○農政課 井上課長

また、集積計画の表の 19 番以降は「〇〇〇」になり、

〇〇〇〇の一体で〇と〇〇〇の両方を栽培されます。

〇●番 ●● ●●委員

〇と〇〇〇は守山市のブランドとして成り立ってきたので、それを継承していただけることを期待します。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定することに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第7号と議第8号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 7 号および議第 8 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主査 (第 9 条議案の説明)

議第 7 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすること、および議第 8 号は農用地利用配分計画の意見聴取について、でございます。

まず、議第 7 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 8 号の「農地中間管理事業に係る農用地

利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。こちらは、農地中間管理機構が農地を借り受けて、農地利用最適化推進委員が出席されているマッチング会議の結果、それぞれの地域の担い手の方に貸付ける内容でございます。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 7 号および議第 8 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、まず議第 7 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 8 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

お願いになるのですが、議第7号の集積計画は農地の所有者から中間管理機構の貸し付けにまとめられており、方や議第8号においては借り手の耕作者にまとめられていますが、私たちが知りたいのは「誰から誰に貸されているのか」であって、この一覧表ではわかりにくいので少し工夫いただければと思います。

例えば、土地に通し番号を付けて振り分けたらどうでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

余計にわかりにくくなりませんか。

○●番 ●● ●●委員

そうですか。

○議長

今回の権利設定は、ほとんどが継続でしょうか。

○農政課 西川主査

新規も継続もあります。

○議長

新規は新規として継続は継続としてわかるようにして欲しいですね。大半は継続になるのでしょうか。

○農政課 井上課長

すぐにはわかりません。

○議長

今回、農地中間管理機構が新たにどれだけ借り受けたの
が知りたいところです。

○●番 ●● ●●委員

農協の円滑化事業による転貸がなくなりましたので、そ
の更新による部分が農地中間管理事業に割り振られた農
地があるようです。

○●番 ●● ●●委員

相対での賃借も農地中間管理機構に移されたものもあ
るようです。

○●番 ●● ●●委員

相対や農協からの転貸が期間満了になって、農地中間管
理機構に乗ってきているかと思います。今後、このような
形が増えると思います。

○議長

合意解約があつたものも記載されているのですか。

○事務局

昨年の12月31日に期間満了になった案件も今回設定さ
れています。

○農政課 西川主査

農協の円滑化事業による転貸が終了しましたので、その期間満了による更新には相対か農地中間管理機構による転貸となりまして、新規取り扱いの案件となります。

○議長 長

今回は新たに農地中間管理機構を通した面積になるのですね。

○農政課 西川主査

平成 26 年に農地中間管理事業が始まりましたので、その権利設定が 10 年間の期間設定になり令和 36 年が初めての更新期になりますので、それまでは、農地中間管理事業としては新規の取り扱いしかありません。

○議長 長

皆さん、今、説明いただいたとおりです。

○●番 ●● ●●委員

今回借り受けされる大規模な法人さんの全ての農地が期間満了もしくは合意解約されて、農地中間管理機構に一本化されたのですか。

○農政課 井上課長

農協の円滑化事業による転貸で長期に設定されている農地もありますので、それは継続されますが、それが解約などされましたら、この農地中間管理機構に引き継がれる

形になります。

○●番 ●● ●●委員

今回の期間満了や解約された案件には、次の借り受け人が決まっていない案件はあるのですか。

○農政課 西川主査

今回の貸し付け申し出が 112 件ありますが、実際には 119 件であり、内 7 件がマッチング不成立となり、地権者に返されている状況です。

○議 長

そうゆう部分についても今後説明いただきたいです。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

物納料についてですが、4 ページの 35 番が「10 アール当たりコメが 38 キロ」になっていますが、中途半端な数字ではないですか。

○農政課 井上課長

農地の所有者が貸し出しされる全ての農地に対して「○袋（一袋 30 キロ）」の申し出になっており、それを面積で割り戻すところのキロ数になります。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第 7 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

続いて議第 8 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意

見なし」とすることに決しました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第9号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第9号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページ、位置図の2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件でございます。（位置図 P2）

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 36 平方メートル、同じく

〇〇 〇〇〇番〇 24 平方メートル、〇〇〇番〇 29 平方メートル、同じく〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 2,195 平方メートルです。地目は登記・現況とも田で、自作地です。

譲渡人は、栗東市〇 〇丁目〇〇番〇〇－〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市 〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。事由は事由欄に記載のとおりで、契約内容は親族間での贈与です。

譲受人の経営面積は、30.0 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

この案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積についても、面積要件を満たしているため、該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第 9 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●● ●●

委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

家族間による贈与ですので、問題は無いと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 1 0 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 1 7 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 1 0 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 10 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第10号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 10 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 6 ページ、位置図は 5 ページ、6 ページとなります。

これは転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用）でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。（位置図 P 5, 6）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 204 平方メートル、同じく〇〇〇〇番〇 143 平方メートル、〇〇〇〇番〇 89 平方メートル、〇〇〇〇番〇 31 平方メートルで、それぞ

れ登記地目は記載のとおり畑ならびに田で、現況は宅地となっております。

申請人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇 歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、事由は住宅です。備考欄に記載のとおり、以前より住宅および離れが建築されている無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく、農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第10号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、集落内にある既存の住宅地にあります。位置図を見ていただきますと、宅地と農地が入り混じっています。建物は建築年が不明の古い家屋と昭和56年と平成3

年に建築確認を受けられ増築された建物があります。今般、土地や建物の整理をされる際に、農地転用がされていなかったのが判明し、手続きされたものです。

よろしくお願いします。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。説明いただいたとおりです。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決
を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま
せんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする

ことに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 11 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第11号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 11 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 7 ページ、位置図は 9 ページ、10 ページとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。（位置図 P 9、10）

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 89 平方メートル、同じく

〇〇〇町 〇〇 〇〇番〇 102 平方メートルで、地目は記載のとおりいずれも登記地目は田、現況は畑です。

譲渡人は、守山市〇〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳で、譲受人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さん です。
譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買、事由は分譲住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく、農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第11号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●● ●●
委員から確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

当該地は地区計画区域内の農地で、周辺は分譲宅地を開

発が進んでいるところで、隣接には農地はありませんので問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

特にありません。説明いただいたとおりです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ
んか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする
ことに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から報告第10号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による
届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による
届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

7件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

36 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 9 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 10 号 諸証明書の交付状況について

3 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 4 5 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 2 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員